

全県生息状況調査から見るニホンザルの出没地域の変化

鳥獣被害対策支援センター 企画管理係 若澤英明

1. はじめに

ニホンザルは日本の固有種で、群馬県でも古くから生息している。近年、農作物被害等が増加しており、県内各地で被害対策が取り組まれている。被害対策において、群れの生息状況を把握することは現状を正確に知ることに加え、将来出没する地域での予防にも繋がるなど、効果的な対策等を行うために重要なことと考えられる。

群馬県ではニホンザルの全県的な生息状況を把握する目的で、昭和 58 年から現在まで「ニホンザル全県生息状況調査」（以下、全県調査）を隔年毎に実施している。全県調査により、生息状況の把握につながっている。群馬県ニホンザル適正管理計画にもその結果は反映され、被害対策に活用されている。

今回は平成 21,23,25 年度に実施した全県調査の結果を整理し、近年の県内におけるニホンザルの生息状況のうち、特に出没地域の変化について報告する。

2. 全県調査について

全県調査は(1)市町村アンケート、(2)調査協力員による調査（以下、協力員調査）、(3)調査員調査という 3つの調査を同時に実施している。

(1)市町村アンケートは、ニホンザルが生息している又は生息している可能性がある市町村に対して、生息の有無、生息数や生息範囲の増減、対策状況や被害状況等についてのアンケート形式の調査である。(2)協力員調査は、調査協力員が実施期間に担当する調査エリア内を可能な範囲で巡回し、目撃情報（日付、頭数や状況等）を報告する形式の調査である。調査期間は、調査実施年の秋頃に約 1 週間を事前に指定し、その期間内に全県同時に実施する。調査協力員は鳥獣保護員や猟友会をはじめとしたニホンザルの出没状況に精通している地元住民や市町村の鳥獣対策担当者等である。調査エリアはニホンザルの出没地域毎に設定し、調査エリア毎に最低 1 名を配置している（重複も可）。(3)調査員調査は、調査員自身での現地調査結果に加え、担当地域内の住民に対して、実施年前後におけるニホンザルの出没時期、字名、頭数、状況等について聞き取りを行い、報告する形式の調査である。そして、これら 3つの調査結果および過去の調査結果をもとに、調査実施年度における地区別の群れ数、生息頭数や生息域等の生息状況を整理している。

3. 平成 21,23,25 年度における全県調査の実施および報告状況

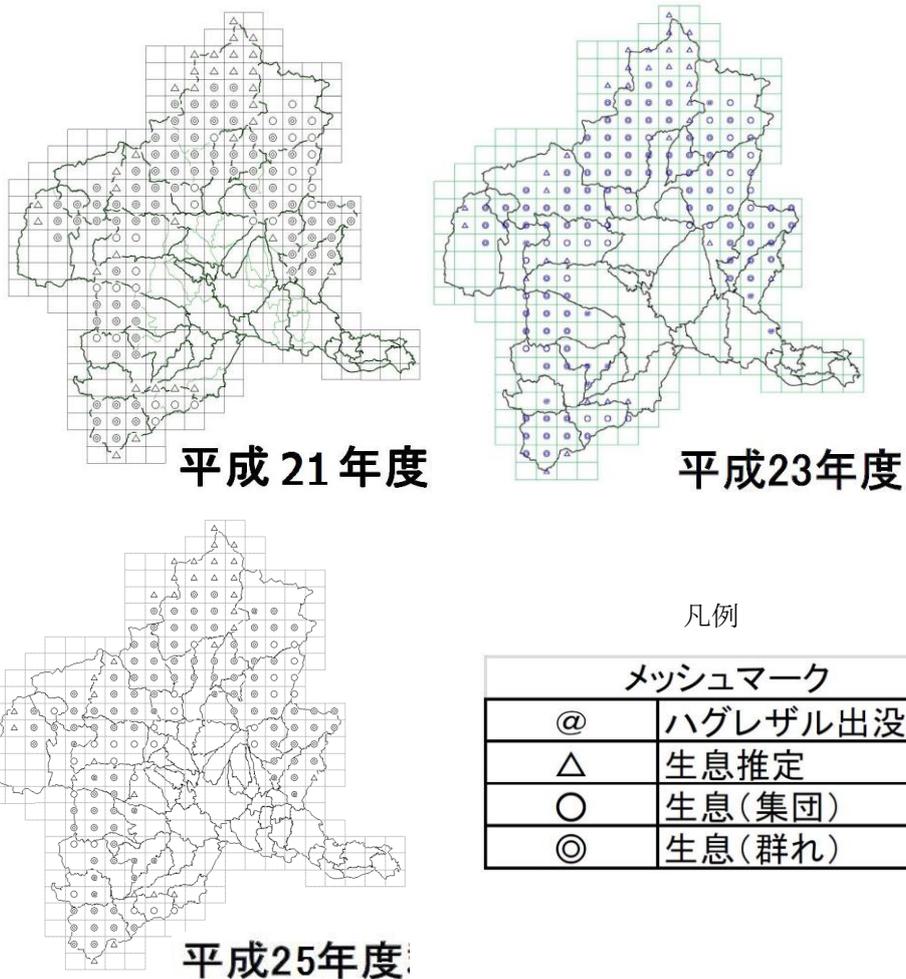
市町村アンケートの実施市町村数は、平成 21 年度は 28 市町村、平成 23 年度は 29 市町村、平成 25 年度は 29 市町村であり、平成 21,23,25 年度はそれぞれ 22、21、26 市町村から報告を得た。なお、市町村は過去情報との比較のため旧市町村単位に調査を実施している。協力員調査における調査協力員は、平成 21,23,25 年度はそれぞれ 71、67、73 名となっており、調査エリアもそれぞれ 53 エリア 108 箇所、54 エリア 111 箇所、55 エリア 109 箇所であった。これらの実施状況から、21 年度に神流町（旧中里村、万場町）と高山村、23 年度より昭和村が調査対象地域として追加している。

キーワード：ニホンザル、生息状況

4. 調査結果の整理および出没地域の変化

協力員調査および調査員調査にて報告された、目撃情報を市町村および地区ごとに整理をすると、平成21年度から順に23市町村91地区(361件)、24市町村98地区(363件)、26市町村109地区(406件)だった。調査年により出没状況および報告状況が異なっていることから、単純な比較は難しいが、小字単位では新たな地域への出没が確認された。また、平成21,23,25年度の調査結果を踏まえた県内の生息状況を5kmメッシュ図で示した「生息マップ」の変遷では、高崎市倉渕町、高崎市榛名町、昭和村、東吾妻町、南牧村等にて出没地域の変化が確認された。

「生息マップ」



4. まとめ

今年度は調査実施年であるが、既に調査自体は終了しており、アンケート回収および集計を行っている。今年度は、昨年度までの目撃情報等を踏まえ、対象市町村および調査エリアを追加している。全県調査は、長年行われているだけでなく全県の生息動向を把握できる調査であり、得られる情報量も多いことから活用の幅は広い。

そのため、今後も継続的に整理を行い、出没地域の変化を把握することを通じ、拡大地域予測など、被害地域の拡大を予防するための早期の対策へ繋げていきたい。

キーワード：ニホンザル、生息状況